

入 札 説 明 書

令和2年2月10日千葉市公告第88号により公告した本庁舎外可燃ごみ収集運搬処理業務委託については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
本庁舎外可燃ごみ収集運搬処理業務委託
- (2) 業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
千葉市中央区千葉港1番1号外1か所
(外1か所は千葉市中央区千葉港2番1号)

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に、希望業種大分類が「廃棄物処理」、中分類が「一般廃棄物処理（収集・運搬）」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
- (3) 千葉市内に本店を有する者であること。
- (4) 千葉市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (5) 可燃ごみ収集運搬処理業務を元請けで平成27年度から平成30年度に1年間継続して契約し履行した実績があるか、または令和元年度の契約を履行中であること。（実績は官民間わ

ず)

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 令和2年2月10日～令和2年2月21日
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。)
- (2) 関係資料 履行実績が確認できる契約書の写し等
- (3) 提出場所 千葉市財政局資産経営部管財課庁舎管理班
- (4) 提出方法 持参
- (5) 確認通知 令和2年2月28日までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

4 入札説明会

入札説明会は開催しない。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和2年3月6日(金) 午後1時30分

場 所 千葉中央コミュニティセンター 4階 43会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札は、所定の入札書をもって行い、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札金額は、可燃ごみ収集運搬処理費用1kg当たりの単価とし、一切の諸経費を含め見積もること。なお、1円未満の端数については、円未満2桁までを有効とする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額を落札価格(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単位当りの価格の場合は端数処理を行わない。)とするので、入札書に記載する金額は、見積った金額の110分の100に相当する金額にすること。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金
要。（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否
要。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧
千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部管財課庁舎管理班

電話 043-245-5083